



「緊急速報メール」「エリアメール」を受信できますか？

「緊急速報メール」「エリアメール」とは、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、特別警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、特定のエリアの携帯電話に一斉にお知らせするサービスです。本市の災害情報も、このサービスで配信しています。お使いの携帯電話が、正しく受信設定されているか確認しましょう。

◎配信する情報

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等の国民保護情報、避難勧告等の避難情報

◎登録・受信料 無料

◎緊急速報メール等の受信確認

●NTT ドコモ

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html

●KDDI、沖縄セルラー

[https://www.au.com/mobile/anti-](https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/)

[disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/](https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/)

●ソフトバンク

https://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/

●ワイモバイル

http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/

※国民保護に関する情報は「災害・避難情報」として配信されます。「災害・避難情報」のご利用は、「緊急速報メール」等の受信設定を ON (初期設定は ON) にする必要があります。

Yahoo! 防災速報

市ではヤフー(株)と協定を結んでいます。アプリをダウンロードすることで、災害情報や市からのお知らせを受信できます。
<https://emg.yahoo.co.jp/>

〈問い合わせ先〉総務課危機管理室 (☎ 82-1122)



消費生活センターからのお知らせ

◎少しでも「おかしいな」と思ったらご相談を！

〈相談①〉

「民事訴訟管理センター」等を名乗る機関から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いた。内容は、総合消費料金が未納となっているので、連絡がない場合は、給料や不動産を差し押さえるというものだった。身に覚えがないが、どうすればよいか。



〈相談②〉

「有料動画の未納料金が発生している」というメールが携帯電話に届いた。本日中に連絡がない場合は、法的手続きに移行すると書かれていた。身に覚えがないが、どうすればよいか。

〈相談者への助言〉

どちらの相談内容も、何の根拠もなく無差別にはがきやメールを送りつけているものです。このような架空請求が届いても相手に連絡をしないでください。連絡を取ると電話番号などの個人情報を知られてしまい、執拗な請求を受ける危険性があります。届いたはがきやメールが架空請求かどうかの判断に困ったときは、消費生活センターにご相談ください。脅迫めいた取り立てを受けた場合は、警察署にご連絡ください。



〈問い合わせ先〉消費生活センター(生活安全課内 ☎ 82-1139) 消費者ホットライン(☎ 188)